

## 明日香村空き家等活用バンク登録奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「明日香村空き家等活用バンク制度要綱（平成21年4月制定）」（以下「バンク制度要綱」という。）第2条第4号に規定する空き家バンク（以下「空き家バンク」という。）に、空き家等を登録することを奨励するため、明日香村補助金等交付要綱（平成16年4月1日要綱第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(奨励金の交付対象者)

第2条 奨励金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) バンク制度要綱第5条に規定する空き家等登録者であること。
- (2) 空き家バンクに登録した不動産と同一の不動産で、奨励金の交付を受けたことがない者であること。
- (3) 奨励金の申請日の属する年度の前年度において、納付すべき村税のほか公共料金等の滞納がない者であること。

(奨励金の交付額)

第3条 奨励金の交付額は、登録された物件につき3万円とする。

(奨励金の交付の申請)

第4条 交付対象者は、明日香村空き家等活用バンク登録奨励金交付申請書（様式1号）とともに、次に掲げる書類を村長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 奨励金の申請日の属する年度の前年度において、納付すべき村税のほか公共料金等の滞納がないことを証する書面
- (3) その他村長が必要と認める書類

(奨励金の交付決定)

第5条 村長は前条の交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、奨励金の交付の可否を決定し、明日香村空き家等活用バンク登録奨励金交付決定通知書（様式第3号）または明日香村空き家等活用バンク登録奨励金不交付決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

2 村長は、前項の奨励金の交付決定をする場合において、奨励金交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

(権利譲渡の禁止)

第6条 前条の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、奨励金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(交付決定の取消し)

第7条 村長は、交付決定者が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当したときは、当該交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請又は不正の行為により、奨励金の交付決定を受けたとき。
- (2) 空き家等の登録を行った日から3年を経過することなく、その登録を抹消したとき。ただし、空き家バンクを通じて、売買契約等が成立した場合はこの限りではない。
- (3) 交付決定の内容又はこの要綱に違反したとき。

(奨励金の交付請求)

第8条 交付決定者は第5条の明日香村空き家等活用バンク登録奨励金交付決定通知書を受けたときは、明日香村空き家等活用バンク登録奨励金交付請求書（様式第5号）により奨励金の請求をするものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過規定)

第2条 この要綱は、施行日以降に空き家バンクに登録された不動産の所有者に適用する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。